

未就学児世帯の保険料の負担軽減について

未就学児がある世帯の経済的負担軽減を目的として、国から国保組合に対して補助金が交付されることとなりました。

全板国保組合におきましては、次のとおり実施することを予定しています。

◆対象世帯◆

国が定める基準日（令和4年11月30日）において、未就学児がある世帯

◆負担軽減額（＝国から交付される額）◆

未就学児1児につき12,000円

◆負担軽減実施方法◆

勤務先の事業所を経由して還付

◆還付時期（予定）◆

令和5年3月

◆申請について◆

当組合が対象者を特定しますので、申請は不要です。

◆お知らせの方法◆

＊該当した世帯宛てに「国民健康保険料過誤納金還付通知書（未就学児世帯保険料負担軽減措置分）」をお送りします。

＊事業所宛てに「国民健康保険料過誤納金の送金について」をお送りします。